

(予 防) 短期入所利用料内訳

【介護給付費単位数】

(令和6年4月改定)

以下の単位数に地域ごとに決められている1単位の単価(10円)を乗じて金額に換算したものに、利用者ごとの負担割合を乗じた金額になります。

◎介護報酬自己負担金

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
個室	753単位	801単位	864単位	918単位	971単位
多床室	830単位	880単位	944単位	997単位	1,052単位
日帰りショートステイ	3~4時間未満	4~6時間未満	6~8時間未満		
(日額)	664単位	927単位	1,296単位		

◎介護予防報酬自己負担金

要介護度	要支援1	要支援2
個室(日額)	579単位	726単位
多床室(日額)	613単位	774単位

◎食費及び居住費(滞在費)

※食費は令和6年4月、滞在費は令和6年8月より

利用者負担限度額		4段階(基準)	3段階	2段階	1段階
食費(日額)		1,700円	1,300円/1,000円	600円	300円
滞在費(日額)	個室	1,700円	1,370円	550円	550円
	多床室	430円	430円	430円	0円

※食費について1食当たりとします。(朝食 400円・昼食 650円・夕食 650円)

ただし、1,2,3段階の方は日額の負担限度額を超えて請求することはありません。

〈各種加算〉

- 夜勤職員配置加算 24単位/日
- 個別リハビリテーション実施加算 240単位/日
- 認知症ケア加算(介護予防を除く) 76単位/日
- 認知症行動・心理症状緊急対応加算 200単位/日 利用開始日から7日を限度
- 若年性認知症利用者受入加算 120単位/日
- 重度療養管理加算(介護予防を除く) 120単位/日
- 在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ 51単位/日
- 〃 Ⅱ 51単位/日
- 送迎加算(片道あたり) 184単位/回
- 総合医学管理加算 275単位/日 10日を限度
- 口腔連携強化加算 50単位/月
- 生産性向上推進体制加算Ⅰ 100単位/月
- 〃 Ⅱ 10単位/月
- 緊急時治療管理 518単位/日 月1回3日を限度
- 緊急短期入所受入加算(介護予防を除く) 90単位/日 利用開始日から7日を限度
- 療養食加算 8単位/回 1日のつき3回を限度
- 認知症専門ケア加算Ⅰ 3単位/日
- 〃 Ⅱ 4単位/日
- サービス提供体制強化加算Ⅰ 22単位/日 介護職員のうち介護福祉士80%以上
- 介護職員処遇改善加算Ⅰ 所定単位数に3.9%を乗じた単位数(令和6年5月まで)
- 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数に0.8%を乗じた単位数 〃
- 介護職員等処遇改善加算Ⅰ 所定単位数に7.5%を乗じた単位数(令和6年6月より)
- 特定治療 医科診療報酬点数表に基づく点数

〈各種減算〉

- 身体拘束廃止未実施減算 所定単位数に1.0%を乗じた単位数
- 高齢者虐待防止措置未実施減算 〃
- 業務継続計画未策定減算 〃

◎日常生活費

- 日用品費・教養娯楽費 実 費 (本人の希望する物)
- 理美容代 実 費 (業者委託料金)
- 特別な室料として日額 2,000 円

◎希望に応じて

- 電気代 1 器具につき 53 円
- 私物洗濯代 (出来るだけ御家族の方でお願いします。どうしても出来ない場合)
大(上着類) 330 円 中(中着類) 220 円 小(下着類) 110 円 極小(小物) 55 円
毛布・タオルケット 550 円

※ 日常生活費については説明し同意書を戴き、利用された方から戴きます。

※ その他規程にないものについては、事務所にお申し出下さい。